

愛川町教育委員会

平成26年4月14日

愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成26年4月14日（月）
午後2時00分から午後2時54分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
（2）平成26年度教職員配置状況について
（3）平成26年度教育委員会事務局職員人事異動について
（4）愛川町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について
日程第3 平成27年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について
日程第4 愛川町社会教育委員の委嘱について
日程第5 平成26年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について
日程第6 その他
- 4 出席委員 委員長職務代理者 井上正博
教育委員 平田明美
教育委員 榮利隆一
教育長 熊坂直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 佐藤隆男
参事兼教育総務課長 沼田孝作
生涯学習課長 山田正文
スポーツ・文化振興課長 小島義正
指導室指導主事 藤本謹吾

◎開会

- （井上委員長職務代理者） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は4人です。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会
会議4月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （井上委員長職務代理者） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （井上委員長職務代理者） 次に日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

（1）教育長報告事項の説明をお願いします。

——教育長より詳細について説明——

- （井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。（1）教育長報告事項について、お
聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

委員のほうからありますか。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。

では、ご異議ないものと認めます。

よって、（1）教育長報告事項については、教育長報告のとおり、ご承認をお願いいたし
ます。

次に、（２）平成26年度教職員配置状況についての説明をお願いいたします。

○（熊坂教育長） 資料2をご覧いただきたいと思います。3月の時点で予測のお話をいたしました。4月7日で確定をいたしてございますので、この内容についてご説明をいたしたいと思います。

25年度との比較で、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、中津小学校につきましては、まず学級数が普通級、それから支援級がございまして、普通級は1学級減でございます。支援級のほうは1学級増ということで、プラス・マイナス・ゼロでございます。ただ普通学級、職員が、1学級減りましたので、職員が19人ということで1つ減り、支援級のほうは1人ふえるというような形になってございます。

トータルで申し上げますと、昨年34人という教職員でございましたが、今年は32人ということで、2名減でございます。ただ、栄養士が以前は県費負担でしたので、ここに1入っていたわけですが、町費に換わったということで、実質的には1減ではないということでございます。それから、もう一人は、初任者の拠点校指導教員でございまして、昨年度は本務校が中津小でしたので、ここの2人を合わせますと2減という数字が出てはいるんですが、実質的には昨年度と同じ体制でスタートしているということでございます。

それから、高峰小でございまして、普通級が1学級減、支援級は同じということで、普通級の教員が9から8ということで1名減になっております。ただし、規定外が今まで1でございましたのが、2いただけたということで、総数では変化がございません。

田代小は、学級数が25年度と同じでございますので、全部同じだということでございます。

それから、半原小につきましては、学級数変更がありませんので、規定数は昨年と同じでございます。規定外も同じですので、合計24名ということでございます。

それから、中津第二小学校については普通級には変わりがなく、支援級が1増をしておりますので、規定分の特支と書いてある教員の定数が1増えてございます。したがって、全体では25ということで、1名増えてございます。

菅原小学校につきましては、普通級が1減で、支援級が1増ということで、合計では同じでございます。教員の規定分では、普通級担任が1減りましたが、特別支援級の担任が1増えるということですので変化がございません。

そのほか、規定外のところでございますが、先ほどお話ししました拠点校指導教員が中津小から本務校が変わりましたので、数字の上では2増という形になってございます。

合わせまして学級数でございますが、普通級が3減の66、特別支援級が3増の21学級とい

うこととございます。教員は、合計では142で、昨年よりも1増えているという形になってございます。

続いて、中学でございますが、愛川東中学校は、15学級と4学級で昨年度と変更がございません。規定外のほうは、国際級のほうが増やしていただけて、人数が全体では2増えているということで、規定外が8から10になりました。したがって、合計が40人ということで、2人教員が増になってございます。

それから、愛中でございますが、普通級が9学級で1減、特別支援学級が3学級で1減ということで、学級数が2減になってございます。その関係で、教員のほうの規定数分は、普通学級が10から9というところは、2人配置の関係で2名減になっております。それから、特別支援学級1学級減ですので3人ということでございます。ただし、規定外のところで増やしていただきましたので、トータルでは3人減のところは1減で止まりましたので、学校としても指導する上でほっとしているというふうなお話を聞いてございます。

愛川中原中学校につきましては、学級数変動がございませんので、規定分は変わりがございません。規定外のところで、国際級ができたということで、この国際1というのがプラスになっております。したがって、全体で教員の数がプラス1ということで29でございます。

総計では、教員の数が県費負担だけで見ますと240でございます。昨年は237ということで、3人増をいただいております。

今日、追加資料でお渡ししました生徒数の表があるかと思いますが、去年と比べますと、これがかなりの減になっております。総計でお話ししますと、小学校の場合は、今年が2,122人なんですが、マイナス112という数字でございます。昨年の「愛川の教育」の表とお比べいただくとわかるかと思いますが、そのくらいの減になっております。

中学校の方は、総計で15名の減という状況になっております。特に小学校1年生の数が、昨年は366人が入学をいたしました。今年はそのように322人ということで、44人減、1年生だけあります。

そんなようなことで、大分減ったということでございます。特に、中津小の1年生がかなりの減という形でございます。2年生と比べていただくと、去年の1年生はこの101程度おりましたので、半分近くに減ってしまったというふうなことがございます。

このように、児童生徒数が変動し、減っている中で、教員のほうは、県のほうも配慮をいろいろしてくれまして、合計では若干の増になったというふうな状況でございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

- （井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（２）平成26年度教職員配置状況について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） では、質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、（２）平成26年度教職員配置状況については、教育長報告のとおり、ご承認をお願いいたします。

次に、（３）平成26年度教育委員会事務局職員人事異動についての説明をお願いいたします。

- （佐藤教育次長） それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。今年の4月1日付けの人事異動後の職員の表になっております。

今回、教育委員会内部の異動も含めまして、合計で17名が異動となっております。ここに網がけといますか、色が塗ってあるところが新たにお迎えした職員となります。

上のほうからいきますと、教育開発センターでは、前任の高山指導主事が第二小学校の教頭として転任されまして、後任に井上真彰指導主事をお迎えしております。

そして、次に教育総務課ですが、前任の熊坂課長が退職をされまして、後任として教育委員会参事兼教育総務課長の沼田課長をお迎えしております。それから、その下の庶務施設班が、さっき挨拶に来ましたけれども、井上副主幹が選挙管理委員会に異動となりまして、後任に馬場貴宏副主幹をお迎えしております。それから、学校教育班では、一番下のところに栄養士、新採用ということで、中学校給食を主に担当していただく佐々木早穂梨さんをお迎えしております。それから、2つ下、中津小学校では新たに栄養士の石井さんを採用しております。

それから、生涯学習課の生涯学習班のところですが、生涯学習振興員、前任の頼住先生の後任として菅原小の校長をされておりました杉浦さんをお迎えしております。それから、文

化会館へいきまして、片田技幹の後任として内山副主幹が入っております。それから、半原公民館に館長として再任用職員であります、定年退職をした職員であります、再任用として古座野義夫さんをお迎えしております。

それから、スポーツ・文化振興課でも、同じく郷土資料館に再任用職員として大八木尚一さん、前会計管理者でございました。お迎えしております。それから、田代運動公園の再任用として吉川正美さん、前消防署長でございました。それから、三増公園には再任用として北村尚之さん、前田代運動公園の技幹でいられました。この方々をお迎えしております。

教育委員会事務局職員の異動は、以上のとおりでございます。

もう一つ、今日お配りした資料で、小中学校長の名簿がお手元にあると思いますが、後ほどご覧ください。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（3）平成26年度教育委員会事務局職員人事異動について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○（井上委員長職務代理者） では、質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、（3）平成26年度教育委員会事務局職員人事異動については、教育長の報告のとおり、ご承認をお願いいたします。

次に、（4）愛川町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正についての説明をお願いいたします。

○（山田生涯学習課長） それでは、愛川町放課後児童健全育成事業実施要綱について、一部改正について説明をさせていただきます。資料は4になります。

こちらの資料、タイトルが愛川町かわせみ広場事業実施要綱となっております。申し上げました放課後児童健全育成事業実施要綱をタイトルから変更をさせていただいたものであります。この要綱につきましては、町内の14カ所の児童館や公民館で行っておりますかわせみ広場について、必要事項を定めたものでございます。

今回は、ただいま申し上げましたように、要綱の名称と、かわせみ広場事業の実施時間、そして各行政区へお支払いをしております負担金額の改正が主なものでございます。

まず、名称でありますけれども、従前は放課後児童健全育成事業実施要綱という名称でございましたけれども、この名称ですと、かわせみ広場事業のことなのか、あるいはもう一つ私どもで行っています放課後児童クラブの事業のことなのか、少しわかりにくいという点がございましたことから、具体的な事業名であります愛川町かわせみ広場事業実施要綱ということに改めさせていただきます。

それから、要綱の第4条のところでございますが、開始時間の改正を行っております。アンダーラインが引いてありますが、「午後3時から」というふうにしてありますが、以前は「放課後から」としておりました。これは、学校も曜日によりまして放課後の時間といえますか、学校終わる時間が異なっております、子どもたちも指導員も、ちょっと今日は何時だったのかなというところがございました。それから、実際のところ、学校が終わってから子供たちが児童館等に来る時間も、3時過ぎにならないと来ないというような状況がありましたことから、原則として3時開始ということで統一をさせていただいたものであります。

また、第2項のところでは、夏休み休業期間中については「午後2時から」というふうにしてございます。こちらにつきましても、従前は「2時15分から」としておりました。夏休み期間中は、児童も当然自宅におりますので、なるべく早くあけてもらいたいという意見もございまして、15分ではございますが、切りのいい数字と、時間帯ということで「2時から」ということにさせていただきます。

それから、裏面になりますけれども、第9条、負担金等というところで、各行政区に児童館や公民館等お借りして開催しておりますものですから、負担金として支払っております額を、従前の1行政区3万6,000円から4万1,000円、一律ですが5,000円の増額を行っております。

以上が、この要綱の一部改正の主な内容となっております。

以上でございます。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（4）愛川町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長職務代理者） 委員のほうから、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） では、特に質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、（４）愛川町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正については、教育長報告のとおり、ご承認をお願いいたします。

それでは、日程第２、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第３

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第３、議案第１号 平成27年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

- （熊坂教育長） 議案第１号でございますが、小学校におきましては、現在使用しております教科書が、今年度が４年目ということになります。したがって、平成27年度から使用する教科用図書を、今年度は採択することになるわけでございます。これに伴いまして、平成27年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてご審議をいただき、お認めいただきますようお願いいたします。詳細につきましては、担当からご説明申し上げます。よろしくようお願いいたします。

- （藤本指導室指導主事） それでは、ご説明します。

資料の、参考資料ということで、次のページから、１から６まで配付させていただいております。すみません、ちょっと順序が変わりますが、まず参考資料３をお開きください。教科用図書採択の概要ということで、既にご案内のことかとは思いますが説明をさせていただきます。

採択する教科用図書でございますが、種類としましては、文部科学省の検定を受けて合格しました出版社の出す教科書、そして文部科学省自身が著作権等を持つ著作本。この２つが教科書という種類でございます。

また、教科書以外の教科用図書ということで、附則第９条本という呼び方をしますが、特別支援学校の小学部及び中学部、また、小中学校の特別支援学級における教科書としまして、文部科学省が選定した一般図書一覧、または検定本、著作本の下学年使用などということで、検定本、文部科学省著作本によらないものを教科書として認めるというものがございます。

この2種類を採択するものとなっております。

次の下の段ですが、採択期間ということで、ただいま教育長からご説明ありましたように、小学校につきましては、平成27から30年度の4年間の継続採択をするための26年度採択の時期となります。また、4年間継続採択とはなっておりますが、中学校、校種ごとによりまして、1年ごとに採択をするということもございまして、中学校につきましては、来年度、平成27年度の使用についての採択をする年となります。附則9条本のほうにつきましては、毎年度の採択の変更が可能となっております。

それぞれの教科書、採択基準ですが、検定本、文部科学省の著作本につきましては、採択地区で同一の教科書を採択することとなっております。附則9条本のほうにつきましては、そこに書いてあるとおりでございます。

また、採択の時期は、どちらも前年度の8月31日まででございます。

先ほど申し上げた採択期間の周期を下に表であらわしております。小学校につきましては、平成25年に検定が行われました。そして、26年度に前年度の検定で合格した教科書の初めての採択実施年度ということで、今年度を迎えております。ここで採択をしましたものにつきまして、27年度からの4年間の使用に入ることになります。

中学校につきましては、周期が1年ずれておりますので、今年度検定が実施され、翌27年度に採択を行い、28年度からの4年間の使用が開始をされるものとなっております。

そこで、平成26年度の採択に向けての流れですが、参考資料2ということで、左側に戻っていただきまして、県全体での流れでいいと思いますと、県の教育委員会が行うもの、また市町村教育委員会が行うもの、そして市町村教育委員会が設置しますが、愛甲採択地区協議会で行う仕事、また、愛甲採択地区協議会において委嘱しました調査委員による調査研究の仕事、また、各学校のものということで一覧にまとめております。

大まかな流れですので、後ほどご覧いただければと思います。

そこで、参考資料1のほうに戻っていただきまして、具体的に町村教育委員会の採択事務の仕事ということで、4月から8月までを上げております。

まず、採択に係るものにつきまして、一番最初に行われるのが、本定例教育委員会のこととなりますが、採択方針の決定でございます。愛川町においては、本日4月14日、清川村においては、あした、4月15日に採択方針を決定していただくこととなっております。

そして、協議会委員の選定、また調査員候補者等の選定をしながら、5月9日に第1回の愛甲採択地区協議会が実施されます。また、そこがスタートとなりまして、教科用図書の調

査研究が開始をされます。また、各学校にも調査研究依頼をかけますので、6月1日から27日の間で各学校が教科用図書、平成27年度使用いたします小学校の教科用図書の研究を行います。

各学校の研究、また調査員による調査研究のまとめを7月に行いまして、それをもとに第2回の愛甲採択地区協議会が7月22日に開かれまして、定例教委に向けての教科用図書の調査研究の報告、そして教科用図書の検討を行い、まとめを出します。

そして、これは両町村とも揃ったのですが、7月28日の日に定例教育委員会、この場において教科用図書の採択をいただくこととなります。8月には採択の結果の報告、また、それに基づく来年度の教科用図書の需要数報告を実施となっております。

採択に係る流れ等については、以上でございます。

参考資料4につきましては、教科書採択関連の法令を上げておきましたので、後ほどご覧をいただければと思います。

続きまして、参考資料5ですが、神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会の規約を載せさせていただいております。この規約につきまして、前は4年前ですので、平成22年度からの大きな変更点だけ申し上げますと、第4条の組織のところ、以前は14名の協議会の委員による協議会を実施していたのですが、26年度につきましては10名ということになっております。

そこで、参考資料6のほうをご覧いただきたいと思いますが、採択地区協議会委員の構成としまして、大きく変わりましたのは、まず教育委員会、所属が教育委員会のところでの委員のものでございます。22年度、あるいはそれ以前までには町村の教育委員長、また教育長が協議会委員となっております。

しかし、教科書の採択におきまして、定例教育委員会において採択を実施される場合、その前の段階のところ、既に同じ方が出ているということが起こっておりまして、このあたり、厚木市の流れ等も参考にしながら、委員につきましては、教育長、教育委員長については、26年度メンバーではないということになっております。代わりとしまして、町の教育次長、また清川村の教育局長が教育委員会の代表として新たなメンバーとなっております。指導主事につきましては、前回と今年度で変わりはありません。この部分で、まず2名減ったこととなります。

その下の校長会の代表につきましては共通。22年度と26年度で変わりはありません。

次に、愛川町と清川村の採択地区協議会においては、町・村の教育研究会の代表者という

ことで委員を委嘱しておりました。ここが例年ですと、やはり校長先生が代表としてお見えになっていたんですが、そこにつきまして、やはり校長会の代表としてお見えになっているというところもありまして、また人数の面からもということで、26年度は削除としております。

ここでも2名減りましたので、そこから下、教員の代表、また保護者の代表変わっておりませんが、22年度14名だった委員が、26年度10名ということになっております。

最後にその下、調査員会ですが、採択地区協議会の中で調査員会を設置して、調査研究に当たっていただくということになります。これは、各教員の代表から選ばれた者をもって組織します。ただ、この調査につきまして、綿密に調査するには、町と村の中だけで調査員を出すとなりますと、各校からの人数等で大変な負担が生じてしまう。研究に支障を来すということで、採択の地区は分かれてましたが、厚木市と合同にて調査員会は設置ということになっております。これは、平成23年度の中学校の採択のときから、流れは同じものとなっております。

したがって、一番左側に教科が書いてございますが、その調査研究に当たるものは、4名ないし3名という形で行っていきます。そして、愛川町・清川村の調査員につきまして、こちらの愛甲採択地区協議会での説明役をしていただくこととなっております。

以上、大まかですが、教科書採択に向けての採択地区協議会委員、協議会の流れを説明させていただきました。

ここでは、そこに流れのもととなります採択方針の決定ということで、ご協議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

どうぞ、平田委員さん。

○（平田委員） ちょっと、この調査員会の表の、別表2なんですけれども、愛川町のほうに余り疑問を抱かないんですけれども、清川村のほうの空欄のところがございますね。何も入っていないところには何か意味があるんですか。人数的のものなのか。ちょっと教えてください。

○（藤本指導室指導主事） まず、愛川町と清川村は採択地区が同一ですので、その中で調査研究員さんを各教科1名ずつ出そうというところがスタートでございます。厚木市さんにつ

いては、人数、学校数も十分ですので、それぞれ3ないし2名はいただいております。

ただ、本当に町と村の学校数、教員数でいきますと、ここに対して複数の者を出すというのは非常に難しいところがある。その中で各教科に1名ずつ、さらにそれを教職員の人数との負担で考えまして、清川村からは教科を2つ。そして、愛川町のほうからは7つということで分担をしたことでもあります。

したがいまして、確かに空欄のところは、そこは町・村それぞれから調査員さんはいないということになります。ただ、説明につきましては、全てこの表で1の入っているものが行うことになります。

- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。
- （平田委員） わかりました。ありがとうございます。
- （井上委員長職務代理者） これは22年度と比較して、変わったところというのは、調査員の部分だけですよね。あとはほとんど、基本的には変わってないということですね。流れにしても、方針の内容にしても。
- （藤本指導室指導主事） おっしゃるとおりでございます。採択の流れ。22年度と、正確にいきますと、22年度は、厚木と清川村、愛川町は採択地区同一だったために、小学校のときはちょっと違います。ただ、翌23年度のとときの流れは変わりませんし、採択の方針につきましては、これは基本的に例年どおり。毎年方針は見直されていますが、内容的には変わっておりません。
- （井上委員長職務代理者） ありがとうございます。
ほかにありますか。質疑のほう。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- （井上委員長職務代理者） ほかにありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。これより表決に入ります。

議案第1号 愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号 愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針については、原案のとおり可決されました。
-

◎日程第4

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第4、議案第2号 愛川町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

- （熊坂教育長） 議案第2号でございます。愛川町社会教育委員の委嘱についてでございますが、現在の委員さんは任期半ばでございます。ただし、新年度を迎え、団体の役職の変更がございましたので、これに伴い、そこにかかわる委員の委嘱をしたいものでございます。詳細につきましては、担当のほうからご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

- （山田生涯学習課長） 社会教育委員の委嘱でございますけれども、現在の委員さんにつきましては、昨年、平成25年5月1日から来年、平成27年4月30日までの任期となっております。

ここで、年度初めに当たりまして、それぞれ選出母体の役職の交代等によりまして、今回2名に変更が生まれたことから、本日提案をさせていただきます。

まず、1枚めくっていただいて、名簿の中で網かけをさせていただきます学校教育関係者でございます。前任の森山勝美氏にかわりまして、小野沢正義中津第二小学校校長を新たに社会教育委員に委嘱したいと考えております。

また、社会教育関係者では、スポーツ推進委員連絡協議会の会長が、ここで改選になりまして、前任の菅谷京子氏にかわりまして、山口淳氏を社会教育委員に委嘱をしたいというふうに考えております。

いずれも任期につきましては、総会の日にかぎがございますけれども、区切りのよいところということもございまして、5月1日から来年の平成27年4月30日まで、前任者の残任期間ということで委嘱をしまいたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

- （井上委員長職務代理者） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。これより表決に入ります。

議案第2号 愛川町社会教育委員の委嘱についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号 愛川町社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 **【非公開】議案第3号 愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について**

◎日程第6

- (井上委員長職務代理者) 次に、日程第6、その他であります。各委員からのご意見ありましたらお願いいたします。

何かありますか。よろしいですか。

(「特にありません」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) 特にありませんので、以上で。

事務局ありましたか。

- (沼田参事兼教育総務課長) 特にございませぬ。

- (井上委員長職務代理者) 以上で、教育委員会会議4月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、4月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成26年5月26日

教育委員長

欠席

職務代理者

井上 正博

教育委員

平田 明美

教育委員

榮利 隆一

教育長

熊坂 直美

調整職員

馬場 貴宏